

**法令情報の適用範囲を太字青記に、ポイントとなる部分を網掛け表示します**

## 環境関連法規制等の動き 2022年10月(2022.9.21～2022.10.24)

### 法令情報

#### 1. 排出ガス中の水銀測定法の一部を改正する件

＜環境省告示第75号＞(2022.9.22公布、2023.4.1適用開始)

大防法では水銀排出施設から水銀等を大気中に排出する者に対して水銀濃度の測定及び記録の保存(3年)を義務付けています(法第18条の35)。今回、水銀濃度測定方法の試料の採取方法について、新たに全水銀を一括で試料採取するメインストリームサンプリング及びサイドストリームサンプリングによる方法が追加等されました。

法第2条に規定される水銀排出施設を設置する事業者による水銀濃度測定に適用できます。

＜参考＞電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=195220012&Mode=1>

#### 2. 自動車騒音の大きさの許容限度の一部を改正する件

＜環境省告示第77号＞(2022.9.30公布、同日適用開始)

騒音規制法第16条第1項では、「自動車が一定の条件で運行する場合に発生する自動車騒音の大きさの許容限度を定める」とされています。そして、この許容限度を考慮して「道路運送車両の保安基準」において、自動車騒音に係る規制に関し必要な事項が定められています。今回、各種自動車の加速走行騒音の許容限度値が強化されました。

＜参考＞環境省ホームページ <https://www.env.go.jp/hourei/07/index.html>

法令検索 <https://elaws.e-gov.go.jp/>

### 一般情報

#### 1. PFOS及びPFOA含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項の策定について (2022.9.30環境省)

環境省は、化審法の第一種特定化学物質で製造、使用等が規制されているペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(PFOS)とその塩並びにペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及び関連物質の廃棄物に関する技術的留意事項を策定しました。本技術的留意事項には、同物質を使用した製品の製造、使用段階等から排出されたものが廃棄物になったものについて、その適正な取扱い・保管方法・分解処理を確保するために必要な事項が示されています。

＜参考＞環境省ホームページ [https://www.env.go.jp/press/press\\_00659.html](https://www.env.go.jp/press/press_00659.html)

#### 2. 2021年度アスベスト大気濃度調査結果について (2022.10.14環境省)

環境省は、2021年度の題記調査結果を公表しました。今回、発生源周辺地域(旧石綿製品製造事業所、解体現場等)21地点、バックグラウンド地域(住宅地、商工業地)等21地点の全国計42地点で測定が行われました。総繊維数濃度の幾何平均値は、全ての地点で詳細分析実施の目安である1本/Lを下回りましたが、単体で総繊維数濃度が超過した一部の解体現場等において、詳細分析を実施した結果1本/Lを超えるアスベスト繊維数濃度が確認され、調査地点が所在する自治体が指導等を行いました。

＜参考＞環境省ホームページ [https://www.env.go.jp/press/press\\_00677.html](https://www.env.go.jp/press/press_00677.html)

以上